

流域市町における取り組み状況

(徳島市、吉野川市、つるぎ町)

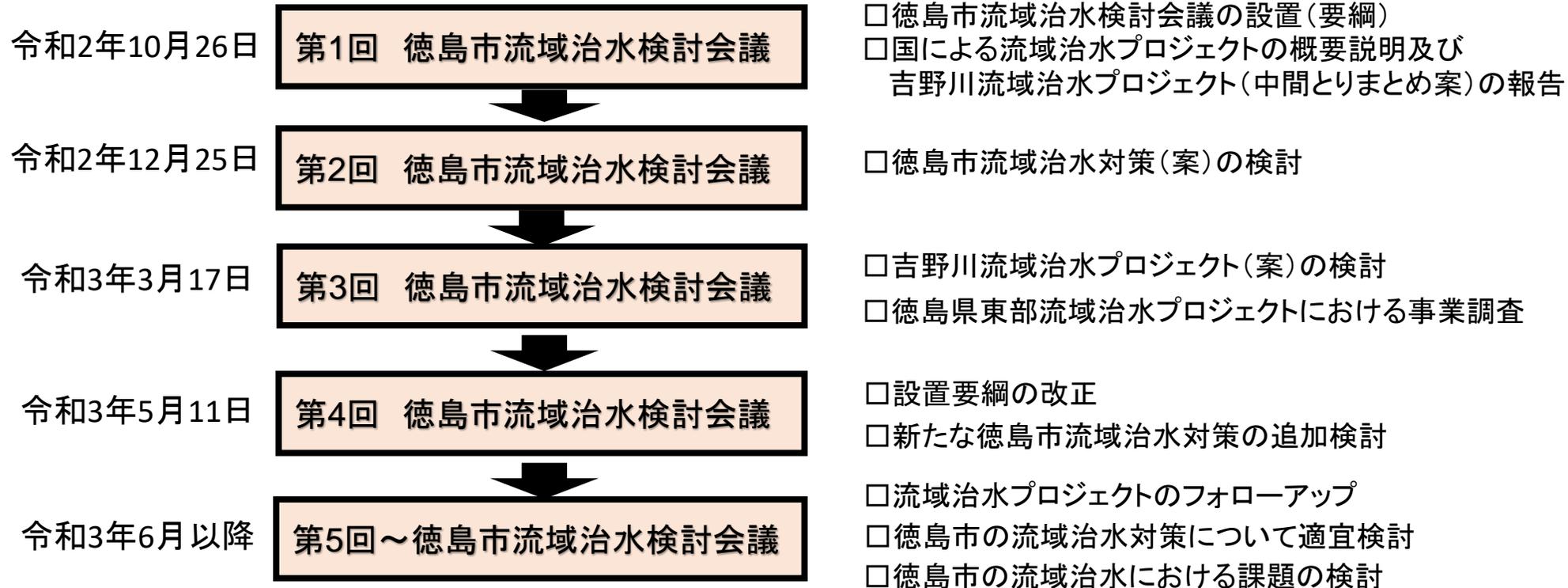
令和3年5月26日
徳島河川国道事務所

徳島市における取り組み

「徳島市流域治水検討会議の設置」について

- 設置趣旨: 流域治水推進の国土交通省通知に基づき、庁内関係部局の連携体制を構築し、流域治水プロジェクトに関する事務を円滑に進めるため設置
- 構成委員: 第2副市長(会長)、都市建設部長(副会長)、危機管理局長(副会長)、企画政策部副部長、経済部副部長、都市建設部副部長、危機管理局次長、消防局次長、上下水道局次長

これまでの取り組みと今後の進め方



当検討会議により関係部局の連携をとることで、流域治水に関する事業連携や部局単位では困難であった課題解消等について円滑かつ迅速に取り組めるようになった。

つるぎ町における取り組み(1)

「堤防整備と一体となった土地利用規制の策定」について

- 目的:危険区域に対して建築制限をかけ、新たに生活を拠点とする人を制限し氾濫時の危険性をなくす。
- 背景:半田箇所における洪水氾濫による浸水被害の解消を目指し、国土交通省とつるぎ町が連携。
国土交通省による堤防整備事業に併せて、つるぎ町による土地利用規制、家屋移転、周囲堤の施行により事業効果の早期発現を目指す。

○令和2年度:つるぎ町河川氾濫災害危険区域に関する条例制定への取り組みについて

① 制定に向けた業務

- ・地番指定について 国が指定した河川区域とH.W.L水際線の間（地目が保安林、河川は除外）
筆ごとに現状確認(175筆、9.8ha) 及び既存物件調査(住家、倉庫等)
- ・書類作成について 区域図(航空写真+地番、砂防基盤図)、一覧表(地番ごとの情報)
説明会案内書(80人)・説明会資料
- ・説明会について 地権者からは危険区域指定に対してご意見等は多数あり
堤防整備事業との調整、土地の評価、固定資産税、指定による不利益、区域指定解除
- ・減免措置について 土地課税減免を担当課と協議
- ・議会提出について 条例・規則作成、議会承認、条例告示、指定地番告示

② 制定後の業務

- ・徳島県建築指導担当者へ指定区域の取扱い依頼
- ・町ホームページ掲載
- ・広報誌掲載
- ・つるぎ町統合型GIS(地理情報システム)に情報を表示

つるぎ町における取り組み(2)

「堤防整備と一体となった土地利用規制の策定」について

○令和3年度:河川氾濫災害危険区域で生活する人々を吉野川の氾濫から守るため浸水対策を実施

① 内容

- ・施工計画について 対象物件ごとのH.W.Lを基に検討し周囲堤施工及び家屋移転の実施。
- ・財源について 吉野川圏域総合流域防災事業(洪水氾濫域減災対策事業)活用。

※ 国・県・町 各1/3

② 取り組み状況

- ・対象者への事業説明
- ・吉野川(つるぎ町)洪水氾濫域減災対策協議会の開催
- ・減災計画書、交付申請書の提出
- ・6月議会(町)に予算計上

③ 今後の進め方

- ・右図家屋の浸水対策を年度内に完了する。
- ・河川氾濫危険区域内の道路整備を単独事業で計画中。

